

補助事業者番号

18

－

4

補助事業名

平成18年度消費生活用製品の安全性に関する調査研究等補助事業

補助事業者名

財団法人 製品安全協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

消費生活用製品の安全と被害者救済業務を充実させ、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、もって機械工業の振興に寄与する。

(2) 具体的な実施内容・成果

1) 実施内容

裁判外紛争処理体制整備事業

製品事故にかかる紛争処理手段の多様化を図り、もって製品の安全性の確保と被害者の迅速かつ公正な救済に資するため、消費生活用製品の製品事故等にかかる相談業務を実施するとともに、消費生活用製品分野における裁判外紛争処理体制の整備を行った。

また、その適正な運営を図るため、法律専門家、技術専門家及び消費者問題有識者からなる消費生活用製品PLセンター運営委員会において裁判外紛争処理体制の運営等にかかる基本的事項に関する審議を行うとともに、調停の審査を行う判定委員からなる連絡調整委員会において調停審査の基本的考え方等にかかる審議を行った。

携帯用簡易ガスライターについて、被害者側からの調停の申立てを受理し、企業側から調停手続きに付すことについて同意を得て、判定会を設置して審査を行い、両当事者に対して審査結果の通知を行った。

2) 成果

裁判外紛争処理体制整備事業

製造物責任法の施行に伴い、製品事故にかかる紛争解決手段の多様化の観点から、裁判外紛争処理体制を整備することは、相対交渉における公平性・透明性及び裁判における時間的・経済的な負担というそれぞれの問題点を補完する意義を有することとなり、とりわけ中小企業が多い消費生活用製品の分野においては、その意義は特に高いものと考えられる。

本年度は、消費生活用製品PLセンター運営委員会において裁判外紛争処理体制の運営等にかかる基本的事項に関する審議を行うとともに、判定委員からなる連絡調整委員会において相談事案等の相対交渉による解決状況の現状把握、調停審査結果の内容、製造物責任関連裁判例の現状等を踏まえ、今後の調停審査への活用等について審議を行った。

また、被害者側から調停申立てのあった携帯用簡易ガスライタの事案について、企業側から調停手続きに付すことについて同意が得られたことから、判定会を設置して審査を実施した。

2. 機械工業等において予想される事業実施効果

裁判外紛争処理体制整備事業

消費生活用製品の事故にかかる紛争の多くは、被害者と企業との間の相対交渉により解決が図られているが、このような相対交渉では解決できないケースや解決までに長時間を要するケースがあった。

この裁判外紛争処理体制の整備により、相対交渉による解決が困難な場合、この体制を活用することにより迅速かつ中立・公正な紛争解決を行うことができ、消費者・企業双方にとっての利益が期待される。

また、本事業による審査結果については、その要旨を広く公開しており、紛争当事者企業の製品の改善のみならず、関係団体や関係企業のPL対応や製品安全対策に広く活用されることが期待される。

3. 本事業により作成した印刷物等

裁判外紛争処理体制整備事業

該当なし

4．事業内容についての問い合わせ先

団体名：ざいだんほうじん財団法人 せいひんあんぜんきょうかい製品安全協会

住所：郵便番号 103-0023

東京都中央区日本橋本町1丁目5番9号

代表者：理事長 わたなべ渡辺 みつお光夫

担当部署：管理グループ 総務部

担当者名：ふるはし古橋 まさき政樹

電話番号：03-5255-3631

F A X：03-3517-5831

E-mail：mail@sg-mark.org

U R L：http://www.sg-mark.org